

第1249回 高知市教育委員会 3月定例会 議事録

1 開催日 令和3年3月23日(火)

2 教育長開会宣言

3 議事

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 市教委第10号 令和3年4月1日付け事務局等職員の人事異動について
- 日程第3 市教委第11号 西森奨学資金給付規則の一部改正について
- 日程第4 市教委第12号 高知市立児童館条例施行規則の一部改正について
- 日程第5 市教委第13号 高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について
- 日程第6 市教委第14号 高知市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
- 日程第7 市教委第15号 スポーツ合宿誘致担当参事の担当事務に関する規則等を廃止する規則の制定について
- 日程第8 市教委第16号 高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について
- 日程第9 市教委第17号 高知市教育委員会公印規則の一部改正について
- 日程第10 市教委第18号 高知市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について
- 日程第11 市教委第19号 高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について

報告 ○高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱についての教育長専決処分の報告  
○令和3年3月市議会代表質問・個人質問概要について(教育委員会関係)  
○いじめ案件について

4 出席者

- |           |                   |         |
|-----------|-------------------|---------|
| (1) 教育委員会 | 1 番教育長            | 山 本 正 篤 |
|           | 2 番委員             | 谷 智 子   |
|           | 3 番委員             | 西 森 やよい |
|           | 4 番委員             | 野 並 誠 二 |
|           | 5 番委員             | 森 田 美 佐 |
| (2) 事務局   | 理事                | 貞 廣 岳 士 |
|           | 教育次長              | 弘 瀬 健一郎 |
|           | 教育政策課長            | 島 内 裕 史 |
|           | 人権・こども支援課長        | 山 中 浩 介 |
|           | 人権・こども支援課生徒指導対策監  | 中 井 昭 秀 |
|           | 教育政策課長補佐          | 濱 田 光   |
|           | スポーツ振興課長補佐        | 有 澤 佳 澄 |
|           | 人権・こども支援課人権教育指導班長 | 島 中 恒   |
|           | 教育政策課総務担当係長       | 神 岡 純 子 |
|           | 人権・こども支援課管理担当係長   | 三 好 一 義 |
|           | 教育政策課主任           | 西 村 夏 海 |

1 令和3年3月23日（火） 午後4時～午後5時50分（たかじょう庁舎5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後4時

**山本教育長**

ただいまから第1249回高知市教育委員会3月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は森田委員、よろしくお願ひいたします。

**森田委員**

はい。

**山本教育長**

本日は議案が10件、報告事項が3件となっています。

議案のうち1議案は人事案件のため、また、報告事項のうち1件は個人情報に関わる内容であることから、それぞれ秘密会となりますので、先にそれら以外の議案及び報告事項から進めたいと思います。よろしいでしょうか。

**委員一同**

—————【異議なし】—————

**山本教育長**

それでは、議案審査に移ります。

「日程第3 市教委第11号」、「日程第4 市教委第12号」及び「日程第11 市教委第19号」の議事につきましては、人権・子ども支援課所管の規則の改正であるため、当該3議案についての事務局からの説明を続けて行った後、質疑等をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**委員一同**

—————【異議なし】—————

**山本教育長**

基本的には4月1日の機構改革に伴う規定の整備ということになります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

**人権・子ども支援課長**

市教委第11号「西森奨学資金給付規則の一部改正について」ご説明いたします。

趣旨としましては、令和3年4月1日付の機構改革に伴い、事務の所管課を変更するため、規則の一部を改正するものです。改正点につきましてご説明いたします。5ページの新旧対照表の第11条をご覧ください。事務の所管を人権・子ども支援課としておりましたが、機構改革に伴いまして、青少年・事務管理課に改めるものです。ご承認をお願いいたします。

続きまして、市教委第12号「高知市立児童館条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。

趣旨としましては、こどもの日を休館日に加えるため、規則の一部を改正するものです。

改正点につきましてご説明いたします。資料の8ページの新旧対照表の第4条第2号をご覧ください。これまで、本市の児童館の休館日につきましては、国民の祝日に関する法律に規定する休日のうち、こどもの日を休館日から除外をしております。ただ、平成17年の国民の祝日に関する法律

の改正により、平成19年以降は5月4日がみどりの日と規定され、こどもの日は連休の一部となりました。そのため、休日を児童館以外の場所で過ごす児童生徒が年々増加しており、連休中に児童館を開館し、子ども会を開設しても子どもが来館することはまれな状況が続いております。そこで、各館におきましては、本来休館日である別の週の日曜日を子ども会活動日に充て、5月5日をその代休日として休館日としているのが現状です。このようなことから、高知市立児童館条例施行規則第4条の一部を改めるものです。ご承認をお願いいたします。

続きまして、市教委第19号「高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について」ご説明いたします。

趣旨としましては、令和3年4月1日付けの機構改革に伴い、高知市大学等奨学資金奨学生選考委員会の委員長、副委員長及び委員を変更するため、規則の一部を改正するものです。

改正点につきまして主なものをご説明いたします。資料46ページの新旧対照表の第26条をご覧ください。改正前の規則の選考委員会の組織構成としましては、委員長に学校教育関係担当教育次長、副委員長に所管課である人権・こども支援課長、委員としましては、学校教育課長、教育政策課長、生涯学習課長及び教育環境支援課長の職にある者としておりました。機構改革に伴いまして、委員長に事務担当教育次長、副委員長に事務の所管課である青少年・事務管理課長、委員としましては学校教育課長、教育政策課長に変更はありませんが、生涯学習課長に代わりまして人権・こども支援課長、課名が変わる教育環境支援課長に代わりまして学校環境整備課長の職にある者に改めるものです。また、第26条におきまして選考委員会の庶務を人権・こども支援課としておりましたが、青少年・事務管理課に改めるものです。説明は以上になります。

三つの案件につきましてご承認をお願いいたします。以上です。

#### 山本教育長

先ほど説明いただきましたように、最初と最後の部分が機構改革、真ん中の部分については、子供たちの実態に合わせた形での規則改正ということでございます。

この件に関して、質疑等はありませんか。

よろしいでしょうか。

#### 委員一同

—————【は い】—————

#### 山本教育長

ご意見もないようですので、これらの件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第11号「西森奨学資金給付規則の一部改正について」、市教委第12号「高知市立児童館条例施行規則の一部改正について」及び市教委第19号「高知市大学等奨学資金貸付規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

#### 委員一同

—————【異議なし】—————

#### 山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第11号、第12号及び第19号は、原案のとおり決しました。

「日程第5 市教委第13号」から「日程第9 市教委第17号」までの議事につきましては、令和3年4月1日付けの機構改革に伴い規則を一部改正するものであるため、当該5議案について、事務局からの説明を続けて行った後、質疑をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

#### 委員一同

—————【異議なし】—————

#### 山本教育長

それでは、事務局から説明をお願いします。

## 教育政策課長

日程第5から第9までの規則改正について、一括して説明をいたします。

まず、日程第5 市教委第13号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」です。

12ページの新旧対照表を使ってご説明いたします。この4月の機構改革に伴う改正でございますが、第3条の「内部組織」を変更いたしまして、生涯学習課、スポーツ振興課、民権・文化財課の3課を削り、新たに青少年・事務管理課を追加し、教育環境支援課を学校環境整備課に名称変更をするものです。

また、第4条以下の各所属の事務分掌につきましても、組織の改編に伴う整理を行っております。第4条の教育政策課から学校教育課、学校環境整備課、青少年・事務管理課、最後16ページの人権・子ども支援課までの事務分掌について、それぞれ施設や給食、学籍などの事務をそれぞれの所管に規定し、また、スポーツ振興課、民権・文化財課の所掌事務を削除、それと青少年関係以外の生涯学習課の所掌事務を削除するものです。

次に、日程第6 市教委第14号「高知市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」は、教育委員会に権限が残る社会教育に関することと旧スポーツ振興課で行っております学校開放に関することについて、これまでどおりスポーツ振興課と生涯学習課、4月からは文化振興課になりますが、そちらの方で事務が執行できるように規則を改正するもので、19ページから20ページが新旧対照表になります。19ページの下の方の別表にありますとおり、これまでは教育委員会の所管の事務のうち、かがみ幼稚園の管理に関することなどについては、子ども未来部の保育幼稚園課で事務を行うように規則を定めておりました。今回、社会教育に関することと学校施設の開放に関することを追加して、総務部の文化振興課と市民協働部のスポーツ振興課になりましても、これまでどおり事務を執行できるようにするものでございます。

この改正につきましては、12月議会において条例を改正し、文化、スポーツを市長部局の方に移管をしましたが、そこで移管できるものとしては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定めがあり、公民館などの教育機関の設置や管理、事業実施に関することなどについては移管しましたが、それ以外のは教育委員会に権限が残ることになっておりました。けれども、これまでの事務執行の状況からも、引き続きスポーツ振興課と文化振興課で、事業を実施できるように、補助執行の規則を改正するものでございます。

次に、日程第7 市教委第15号「スポーツ合宿誘致担当参事の担任意務に関する規則等を廃止する規則の制定について」でございます。

12月議会で改正しました条例の施行規則等を一括して廃止する規則を制定するものです。31の規則がございますが、これらの規則につきましては、教育委員会規則として規定し事務を行っていましたが、市長部局の所管となりましたので、これら教育委員会規則を廃止して、市長部局において改めて市規則として制定することになるものです。

次に、日程第8 市教委第16号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」でございます。

4月の人事異動により新たに設置いたしました職制を追加するもので、26ページからが新旧対照表になります。G I G Aスクール統括監と学力向上指導主幹がこの4月に新たに配置されますので、この二つの職名を追加するものです。

また、27ページの教育機関の職制につきましても、これまでは学校を除く教育機関と、ピアステージ、春野郷土資料館に配置する職員の職制を定めておりましたが、機構改革により、公民館、自由民権記念館、ピアステージ、春野郷土資料館の職員をこの規定から除くこととなります。それと、新たに教育研究所に配置する任期付指導主事の職制を加えております。

最後に日程第9 市教委第17号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」は、これも30ページからの新旧対照表をご覧ください。

この規則につきましても、第2条から公民館と自由民権記念館を除く改正をいたします。また、公印の廃止については31ページ以降が新旧対照表になりますが、31ページのひな型番号11の印については教育環境支援課が名称変更になりますので、この印を削除。ひな型番号の14番と次のページの15、16、17番については、生涯学習課とスポーツ振興課が教育委員会からなくなりますので、これも削除。20番の工石山青少年の家用の印は、管理を生涯学習課から青少年・事務管理課に変更するものでございます。同様に33ページ、34ページ、35ページについても、公民館用の印や自由民権記念館、民権・文化財課の印ですので、これらについても削除をいたします。最後35ページの印については青年センター関係の印ですので、生涯学習課の所管から青少年・事務管理課の所管に変更をするものでございます。

説明は以上でございます。

#### **山本教育長**

これも機構改革に伴いまして、新しく職名でありますとか、公印などについて整備をするものでございます。基本的に削除したものについては市長部局の方で改めて規則を作り直したり、公印については向こうで規則を作って対応するという形になります。

この件に関して、質疑等はありませんか。

#### **西森委員**

別に全体に異議があるとかではなく、気になったことだけ申し上げます。

まず、13ページで、学校教育課の元々分掌事務であった第5条の(14)の「就学、長期欠席並びに転入、転出」とあったものが、今回、右の欄により「就学及び長期欠席」だけになりまして、転入は15ページの青少年・事務管理課に移るということで、この転入、転出だけがこのように動く理由について教えていただきたいですということが一点です。

あと、公印の関係ですが、規則として移すということはよく分かりました。実際的にはどういう手続きでやっていくのか、要は印鑑をこれとこれを除いて、箱に詰め直して、どこかの部署に誰かが厳重に運んでいって、置き直すというような作業をするのですか。物理的にこれをどのように移動させていくのだらうと思ひまして、市の職員さんに遺漏はないと思ひますが、やっぱりこういう物のお引越しをするときには往々にして紛失や取り違えが起きそうな気もするので、その辺りの具体的な作業についてもし分かれば教えてください。以上です。

#### **教育政策課長**

まず、転入、転出につきましては、それまで学校教育課の方で事務を行っておりましたが、学籍簿関係を青少年・事務管理課の方に移管をしますもので、それに伴って転入、転出の事務についても、学籍簿との連携の深いものですので、そちらの方に合わせて移しました。なお、長期欠席などは学校教育の分野の方とつながりが深いものですので、引き続き先生方がおいでる学校教育課の方で事務を行うという整理をしております。

#### **西森委員**

分かりました。そのことで構いませんか。逆に言うと就学は学籍と関係があるような気がしますが、これは学校教育課に置いておくのですね。何となく私のイメージは就学と転入、転出というものがセットのイメージがありまして、長期欠席はまた別枠というイメージも若干あったものですから、なぜここだけ取り出すのだらうかという素朴な疑問を持ったというぐらいのものです。反対するつもりも全くないです。

#### **山本教育長**

13ページの新しい方の(14)へ「児童及び生徒の就学及び長期欠席に関する事」ということで、転入、転出だけが削れた形で規定しています。決定の権限は学校教育課に残して、学籍の事務処理のところを青少年・事務管理課の方へ持っていったということ、実際の事務処理と決定を分けて行うということでしょうか。

## 教育政策課長

はい。

## 山本教育長

クラスを作ったり、例えば特別支援学級など、そこへ向けて先生の配置がありますので、そこは学校教育課の中で一定行っていかないと、スムーズな学級編制につながらないということもありますので、決定権限はそこ、その後の事務処理が青少年・事務管理課という形になると思います。

## 西森委員

分かりました。多分、やはり少し性質が違うといいますか、本当は就学を独立させて長期欠席を独立させた方が何となく足し算引き算としてはバランスが取れるのではないかと思います、別に構いません。そこまでこだわっていません。

## 教育政策課長

それと、印の管理というところで、削除するものについては別途、廃止してよろしいかどうかの決裁を取りまして、全部教育政策課の方に集めて、教育政策課の方で廃棄をするようになります。

## 西森委員

廃棄するのですね。

## 教育政策課長

移す場合は、所管課から所管課になりますけど、基本、移すものはないですので、廃止するもののみ、こちらの方で廃止の管理をするということになります。

## 西森委員

分かりました。では、紛失、混同はないということで安心いたしました。ありがとうございます。

## 山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

## 委員一同

—————【は い】—————

## 山本教育長

ほかにご意見もないようですので、これらの件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第13号「高知市教育委員会行政組織規則の一部改正について」、市教委第14号「高知市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」、市教委第15号「スポーツ合宿誘致担当参事の担当事務に関する規則等を廃止する規則の制定について」、市教委第16号「高知市教育委員会職員職制規則の一部改正について」、及び市教委第17号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

## 委員一同

—————【異 議 な し】—————

## 山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第13号、第14号、第15号、第16号及び第17号は、原案のとおり決しました。

日程第10 市教委第18号「高知市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

## スポーツ振興課長補佐

市教委第18号「高知市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。

趣旨は令和3年4月1日付の機構改革に伴い、市長事務部局へ移管する業務に係る規則の一部を改正するものでございます。

39ページの新旧対照表をご覧ください。市長部局への移行に伴い、施設管理は教育委員会に残り、それ以外の第6条、第7条、第8条、第9条の利用等につきまして、市長部局におきまして新たに規則を定めるものでございます。内容等に変更はございません。説明は以上です。

#### 山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

学校施設の開放なので、学校施設自体は教育委員会の方で管理をしていますので、そこについては教育委員会が管理をするということで変わらず、実際に使用料を取るところは市長部局のスポーツ振興課の方が使用料を取りますので、それを市長部局で規則を作るという形のものでございます。

これまでの券はそのまま使えるようにしますか。

#### スポーツ振興課長補佐

はい。そのまま使えます。

#### 山本教育長

質疑等はよろしいでしょうか。

#### 委員一同

—————【は い】—————

#### 山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第18号「高知市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

#### 委員一同

—————【異議なし】—————

#### 山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第18号は、原案のとおり決しました。

続いて報告事項です。

「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱についての教育長専決処分の報告」について、事務局からの説明をお願いします。

#### 人権・子ども支援課生徒指導対策監

「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱についての教育長専決処分」の報告をさせていただきます。

本件は2月定例会で報告いたしました、高知市立学校にて発生いたしましたいじめの重大事態事案2件の調査に際し、学校を調査主体とした調査に専門家を加えるために新たに委員の委嘱をするものでございます。

2件の事案に対して弁護士2名、医師1名を派遣いただくために、それぞれ関係機関に推薦依頼をしておりましたところ、2月中に医師1名のご推薦があり、2月定例会でご承認いただきましたが、弁護士の方についてはご推薦が3月になるとの回答をいただいております。

本事案に係る被害児童生徒の保護者の方からは、今学期中の調査終了のご要望をいただいております。弁護士の方の委員委嘱については関係団体からのご推薦があり次第、調査に加わっていただくために、3月定例会を待たずに教育長専決処分を行う旨ご承認いただいたものでございます。

なお、弁護士の方につきましては2名のご推薦をお願いしておりましたが、1名のご推薦をいただきましたことから、もう1名につきましては学識経験者として高知大学から大学教授の方を別途ご推薦いただきました。そのため、新たに委嘱する2名の委員は1名が弁護士の方、もう1名が大学教授の方となっております。

新たに委嘱させていただきますのは、お手元の表のとおり、法テラス高知に在職されております福本弁護士と高知大学教育学部長の岡谷教授でございます。これらの方々には既に事案の資料をお

渡しし、精査していただいております。今後、それぞれの委員の方のご助言をいただきながら調査、報告書の作成、仕上げに当たる予定でございます。

報告は以上でございます。

**山本教育長**

この件に関して、質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。

**委員一同**

—————【は い】—————

**山本教育長**

今後、弁護士さんをお願いすることになったときになかなか厳しいと思っております。

ご意見もないようですので、質疑を終了し、本件についてお諮りします。「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱についての教育長専決処分」について、承認することにご異議ありませんか。

**委員一同**

—————【異議なし】—————

**山本教育長**

ご異議なしと認めます。よって、「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱についての教育長専決処分」は承認されました。

次に、「令和3年3月市議会代表質問・個人質問概要について」、事務局からの説明をお願いします。

**教育政策課長補佐**

お配りしております「令和3年3月市議会 代表質問・個人質問 概要」と書いたA4縦の両面印刷2枚組の資料をご覧ください。3月10日から18日までの期間で行われました3月市議会定例会において出されました、教育委員会に関わる代表質問及び個人質問の概要につきまして、簡単に報告いたします。

教育委員会関係では質問議員全22人中13人の議員から全部で47問の質問がございました。多かった質問といたしましては、昨年の12月に停職処分を行いましたスポーツ振興課職員の決裁文書偽造に関しまして13問、いじめ重大事案の報告書に関して5問のほか、かるぼーとの改修に関して4問の質問がございました。そのほかにも、若手教員の育成と離職対策や「れんけいこうち広域都市圏」関連事業として、科学館が行っております市外の学校を訪問する出前教室に関する質問などがございました。

詳細につきましては後ほど資料の方をご覧くださいと思います。報告は以上でございます。

**山本教育長**

この件に関して、質疑等はありませんか。

**谷委員**

この氏原議員の質問で、全国の自殺者の数が479名で本市の実態はどうかという質問ですが、どういったお答えをされましたか。

**山本教育長**

幸いなことに本市で自殺の報告はありません。ただ、やはりリストカットなど、そういうようなことについての対応は行っておりますということで、学校の中のカウンセラーでありますとか、そういう事例があった場合については、しっかり連携を取りながら対応をしておりますとお答えをさせていただいております。

**谷委員**

分かりました。



## 森田委員

参考のために教えていただきたいことが、番号で言うと16と17の辺りですが、これは校則に関するの関心を持っておられる、何と言いますか、子供たちが考えて運営する校則とか、そういうことの関心でしょうか。

## 山本教育長

髪の毛が茶色の子供さんについての判例と言いますか、裁判の関係で、ブラック校則と言われるもの、見えもしない下着の色を決めてあるなど、そのような根拠のないような生徒たちを縛るだけの校則が、今、全国的に問題になっているということで、やっぱりそういうことについては見直す必要があるのではないかとという視点から質問がありましたけれども、高知市については常識的な範囲の決め方、例えばシャツから透けて見える下着はワンポイント程度にするとか、そういった形の校則と、髪の毛についても常識的な形のもので、髪の毛の色についても、商業含めて、入学のときに地毛の色を確認した上で、それは認めていく。そこから変えることについては、やはり教育環境の中で言うと、色を染めたり、パーマとかは好ましくないという形にしていますけど、ごく一般的な学校運営で集団生活を送る上の通常の規則を決めているということをお答えさせていただいたのと、校則の決め方が、学校や教育委員会が決めてこうなさいということではなく、生徒会にも諮った上で子供たちに下ろしていったり、場合によっては生徒会の方からこういうような形の見直しをしてくださいますということが上がってきて、職員会で協議をして変えていったりというような形の運営をしているので、質問をいただいたようなブラックなものではないということをお答えをさせていただきます。

ただ、例えば土佐山などの制服は、男女を問わずスラックスとスカートが選べるような、上下を組み合わせるような制服を作ったり見直しをしていますので、今後、制服などについて見直すときにはそのような視点から、女の子であってもスラックスが選べるような形は考えていかなければいけないのではないかとということはお答えしております。

臨時会の報告は2月でしていませんか。

## 教育政策課長補佐

はい。

## 山本教育長

2月の臨時会でかるぼ一との工事請負締結議案というもので継続になっておりまして、3月議会開会の前に委員会を開いて説明して、そこで採決をしていただいて、いろんなことを言われながらも最終的には全会一致で、反対的なことを言われたところの最後は賛成討論をしていただき、議員さん全員に了解をいただいて、30億円ですけれども、かるぼ一との改修工事を行うような形で正式契約をさせていただきます。

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

## 委員一同

—————【は い】—————

## 山本教育長

日程第2 市教委第10号「令和3年4月1日付け事務局等職員の人事異動について」は、人事案件のため秘密会といたします。

また、報告事項の3件目につきまして、当該報告事項は個人情報に関わる内容であることから、秘密会といたします。

なお、進行の都合上、報告事項から進めたいと思います。よろしいでしょうか。

## 委員一同

—————【異 議 な し】—————

(この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。)

**山本教育長**

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時50分

署 名

教育長

---

5 番委員

---